



エコアクション21
認証・登録番号 0004828

エコアクション21 環境活動レポート

(取組期間:平成22年4月～平成23年3月)



平成23年5月
福島県 本宮市

目 次

本宮市環境方針	1
1. 組織の概要	2
2. 実施体制	
(1) エコアクション21を運用する組織体制	5
(2) エコアクション21推進体制における役割	6
(3) 今後の取得(拡大)予定	6
3. 環境目標と環境への負荷の状況	
(1) 本宮市役所地球温暖化防止実行計画における全体目標	7
(2) 温室効果ガス(二酸化炭素)に関する平成22年度の状況と今後の目標 ..	8
(3) 平成21年度と平成22年度の種類ごとの使用量等比較	9
4. 環境への取組状況と評価	
(1) 市の事務事業における環境に対する取り組み方針と取り組み項目 ..	12
(2) 取り組みチェックと評価	14
(3) 地域環境への取り組み状況	15
5. 教育・訓練の実施	20
6. 環境に関する苦情の受付け状況	20
7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	21
8. 代表者による全体の評価	24

§ エコアクション21とは

エコアクション21認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証登録制度です。

本宮市環境方針

〈基本理念〉

本宮市は、「本宮市環境基本条例」の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

■環境の保全と創造は、全ての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

■環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として行われなければならない。

■地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

「本宮市環境基本条例 第3条（基本理念）」より

〈環境方針〉

- 1 市民、事業者、行政が協働しながら、本宮市環境基本計画に基づき環境の保全と創造に関する施策と事務事業における取り組みを推進します。
- 2 地球温暖化防止対策を推進するため、市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、率先して省資源、省エネルギー、廃棄物の適正処理及び減量化、環境に配慮した物品の購入などに取り組みます。
- 3 これらの取り組みについては、具体的な目標と期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を実施します。
- 4 全職員が参画し、環境経営のために組織運営体制を構築し、各自の役割、責任の所在を明確化し、自主的な活動を実施します。
- 5 環境関連法令等を遵守し環境の保全と創造に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し情報の公開と交流に努めます。

平成21年6月25日 策定

1. 組織の概要

(1) 市の概要

本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接しています。

市の中心部には、阿武隈川が流れており、これらを囲むように平地が広がっています。

平成19年1月1日に旧本宮町と旧白沢村の2町村が合併し、現在の本宮市が誕生しました。

合併により、総面積は87.94km²、人口は約3万1千人となっています。

「水と緑と心が結びあう 未来に輝くまち もとみや」を将来像に、更なる発展を目指しています。

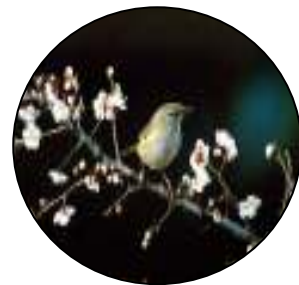
■本宮市の位置



市の花 ぼたん



市の木 まゆみ



市の鳥 うぐいす

(2) 地勢及び土地利用

1) 山林

市の東部には阿武隈山系の岩角山、岳山などの山並みや丘陵地及び農地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有しています。

総面積の33%を山林が占めており、これらの山林と農地が市の中心部を取り囲む形となっています。

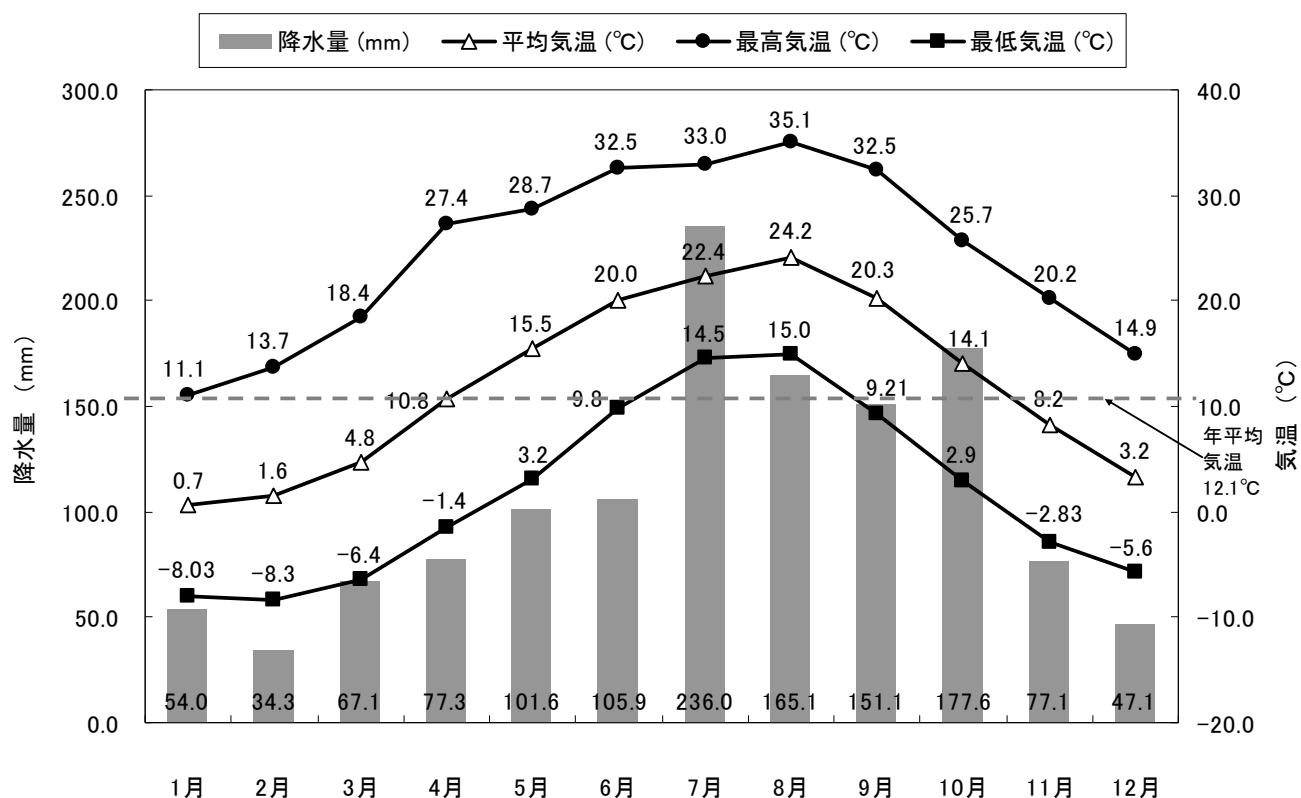
2) 河川

東北地方を代表する「阿武隈川」が市の中央部を流れ、両側に広がる平地を中心に市街地が形成されています。市内には阿武隈川の支流である五百川、安達太良川、白岩川、仲川など多くの河川が流れると共に、水路やため池が数多くあり、うるおい豊かな水辺空間に恵まれています。

(3) 気象

1) 気温及び降水量

平成14～20年までの7年間の平均気温は12.1℃、年間平均降水量は1,294mmとなっています。気候は比較的温暖で降雪量は少なく、長期積雪期間はありません。



(4) 自治体名及び代表者名

本宮市

代表者名 本宮市長 高松 義行

(5) 所在地

福島県本宮市本宮字万世2 1 2 番地

(6) 環境管理責任者名

本宮市生活福祉部長 国分 忠一

(7) 担当課

本宮市 生活福祉部 生活安全課 環境保全係

所在地：福島県本宮市本宮字万世2 1 2

電 話：0 2 4 3－3 3－1 1 1 1

F A X：0 2 4 3－3 4－2 7 2 4

E-mail：kankyou@city.motomiya.lg.jp

(8) 事業活動の内容

本宮市役所における行政事務

(9) 組織の規模

平成22年度一般会計当初予算額 11,468,000 千円

職員数（本庁舎：特別職、嘱託職員、臨時職員を含む） 157名

延べ床面積 3,696.24㎡

(10) 取得予定の範囲

本宮市役所 本庁舎

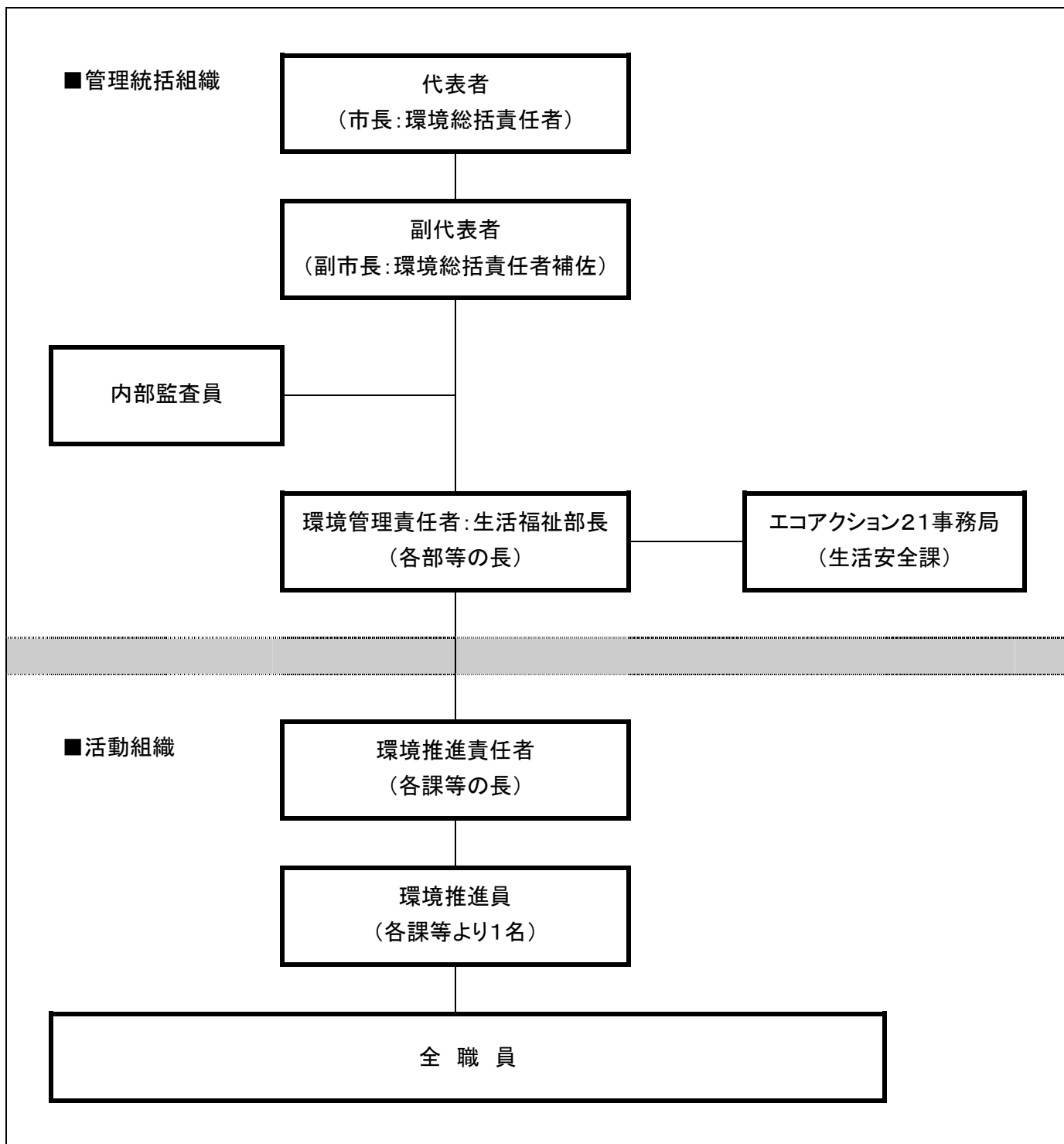


2. 実施体制

(1) エコアクション21を運用する組織体制は、以下のとおりとします。

環境総括責任者である市長が、エコアクション21においては、組織の代表者となります。副市長は環境総括責任者を補佐し、組織の副代表となります。

各部等の長は、環境管理責任者となり、環境推進責任者である各課等の長並びに環境推進員とともに適正な運用を推進します。



(2) エコアクション21推進体制における役割

◆代表者（市長）

- ・環境方針の策定
- ・エコアクション21の実施及び運用に必要な諸資源の用意
- ・システム全体の評価と見直し

◆副代表者（副市長）

- ・各部署への運用指示
- ・エコアクション21の構築、実施、管理

◆環境管理責任者（代表：生活福祉部長）

- ・所管における環境推進責任者への取り組みの指示
- ・市全体の環境目標及び環境活動計画についての審議
- ・環境活動レポートについての審議
- ・システムの活動状況についての審議

◆環境推進責任者（各課等の長）

- ・所管の職員に対し、取り組みを徹底
- ・所管事務事業における、システム運用上の取り組み事項の決定
- ・所管事務事業における、環境関連法規の整理、その他遵守状況の把握
- ・所管事務事業における、環境に関する苦情、要望、問題について適切な対応

◆環境推進者（各課等1名推薦）

- ・エコアクション21の運用における各所属のリーダー的役割
- ・所管事務事業における、環境への負荷データの把握
- ・所属における、環境への取り組み状況の把握

◆エコアクション21事務局（生活福祉部 生活安全課）

- ・エコアクション21に関する情報提供
- ・エコアクション21関連書類の原案の作成、保管
- ・全般における環境への負荷の把握
- ・全般における環境への取り組み状況の把握
- ・システム運用のための、教育、訓練の実施

(3) 今後の取得（拡大）予定

現在、本宮市役所では、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、全庁で地球温暖化対策に取り組んでいます。今回、認証・登録を受けた範囲は、本宮市役所本庁舎ですが、平成23年度は総合支所さらに平成24年度以降に小・中学校、保育所、幼稚園等へと段階的に認証・登録範囲の拡大を図っていきます。

3. 環境目標と環境への負荷の状況

(1) 本宮市役所地球温暖化防止実行計画における全体目標

「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」では、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を、平成19年度を基準とし、平成25年度までに6%以上削減することを目標としています。

■本宮市役所地球温暖化防止実行計画における、温室効果ガスの全体排出削減目標 【t-CO₂】

区 分	基準年度(H. 19)	計画目標値(H. 25)	削減率(%)
施設からの排出量	3,445	3,238	6.0
車両からの排出量	175	164	6.2
合 計	3,620	3,402	6.0

■種類ごとの使用量及び排出量

区 分	基準年度 (H. 19)		計画目標値 (H. 25)	
	使用量	【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂	使用量	【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂
電気(kwh)	3,700,901	2,054	3,478,847	1,930
水道(m ³)	137,509	49	129,258	46
ガス(m ³)	14,258	42	13,403	40
灯油(ℓ)	359,376	894	337,814	841
重油(ℓ)	149,300	404	140,342	380
ガソリン(ℓ)	52,060	120	48,936	113
軽油(ℓ)	21,243	55	19,968	52

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）等に関する削減目標

排出削減目標については、エコアクション認証取得の範囲に限定せず、本宮市役所地球温暖化防止実行計画と連動し、全庁的なものとします。

平成21年度以降の本取り組みの算定的目標として、平成20年度の排出量を上回らないこととしていますが、平成22年度に新施設も含めた排出量の基準が把握出来ることから、次年度以降に計画目標の見直しを行うものとします。

■温室効果ガス排出量

【t-CO₂】

区 分	平成21年度 (実績)	平成22年度 目 標	平成23年度 目 標	平成24年度 目 標	平成25年度 目 標
電気	1,940	1,861	1,861	1,861	1,861
水	43	44	44	44	44
ガス	44	41	41	41	41
灯油	787	843	843	843	843
重油	402	401	401	401	401
ガソリン	113	111	111	111	111
軽油	43	50	50	50	50
合計	3,374	3,356	3,356	3,356	3,356

■廃棄物排出量

従来から、廃棄物は分別し排出していましたが、排出量の把握は行っていませんでした。平成21年7月より計量を始めたため、全体の排出量の削減目標については、次年度以降に設定します。

【単位：kg】

区 分	平成21年度 (実績)	平成22年度 目 標	削減目標	
			削減量	削減率(%)
4・5・6月				
7・8・9月	5,826	5,243	583	10
10・11・12月	5,673	5,105	568	10
1・2・3月	3,809	3,428	381	10
合 計	15,310	13,779	1,531	10

■用紙類(紙)使用量

【単位：枚】

区 分	平成21年度 (実績)	平成22年度 目 標	削減目標	
			削減枚数	削減率(%)
A3	81,500	80,685	815	1
A4	2,128,500	1,915,650	212,850	10
B4	10,500	10,395	105	1
B5	17,000	16,830	170	1
合 計	2,237,500	2,023,560	213,940	10

(3) 平成21年度と平成22年度の種類ごとの使用量等比較

※今回の認証取得範囲は、本庁舎のみですが、対象範囲の拡充を予定しているため他の施設も掲載

1) 施設、種類別使用量 目標未達成 【上段使用量：／下段二酸化炭素排出量：t-CO₂】

区分	年度	電気 (kwh)	水道 (m ³)	ガス (m ³)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	計
本庁舎	H. 21	337,549	6,172	66.6	314	21,500	
		187.33	2.22	0.19	0.78	58.26	248.80
	H. 22	348,798	5,046	68.0	686	21,500	
		193.58	1.81	0.20	1.7	58.26	255.57
白沢 総合支所	H. 21	103,983	310	30.4			
		57.71	0.11	0.09			57.91
	H. 22	91,341	247				
		50.69	0.08				50.78
白岩出張所	H. 21	7,967	60		1,315		
		4.42	0.02		3.27		7.71
	H. 22	8,679	74		996		
		4.81	0.02		2.48		7.31
上下水道課 事務所	H. 21	15,135		13.8	797		
		8.39		0.04	1.98		10.42
	H. 22	13,944		13.3	422		
		7.73		0.03	1.05		8.82
福祉施設	H. 21	295,115	5,352	329.5	45,810		
		163.78	1.92	0.98	114.06		280.77
	H. 22	431,644	9,785	254.7	43,452		
		239.56	3.52	0.76	108.19		352.04
社会教育・ 体育施設	H. 21	1,294,343	32,024	1,203.4	150,736	13,000	
		718.36	11.52	3.61	375.33	35.23	1,144.06
	H. 22	1,339,538	35,415	1,249.1	142,699	13,000	
		743.44	12.74	3.74	355.32	35.23	1,150.49
保育所・ 幼稚園	H. 21	131,282	8,516	4,157.2	25,723		
		72.86	3.06	12.47	64.05		152.44
	H. 22	151,307	13,503	4,064.5	25,228		
		83.97	4.86	12.19	62.81		163.84

小・中学校	H. 2 1	936,527	49,787	6,554.2	91,039		
		519.77	17.92	19.63	226.68		784.01
	H. 2 2	959,019	46,807	6,061.0	82,354		
		532.25	16.85	18.18	205.06		772.35
その他	H. 2 1	374,683	18,789	2,457.1	389	114,000	
		207.94	6.76	7.37	0.96	308.94	531.99
	H. 2 2	384,346	33,867	2,639.8	221	110,000	
		213.31	12.19	7.91	0.55	298.10	532.07
合計	H. 2 1	3,496,584	121,010	14,802	316,123	148,500	
		1,940.60	43.56	44.40	787.14	402.43	3,218.15
	H. 2 2	3,728,616	144,744	14,350	296,060	144,500	
		2,069.38	52.10	43.05	737.18	391.59	3,293.32

施設における温室効果ガス排出量については、目標を達成することが出来ませんでした。ガス・灯油・重油に関しては昨年度よりも削減することが出来ました。

未達成の主な原因は、猛暑や厳寒の影響による空調設備の稼働増加や水の利用増加によるものと考えられます。気象状況により使用量が左右されますが、次年度は目標を達成できるようにより計画的な取り組みを行います。

2) 車、種類別使用量 **目標未達成** 【上段使用量：ℓ/下段二酸化炭素排出量：t-CO₂】

年度	ガソリン	軽油	合計
H. 2 1	49,106	16,469	65,575
	113	43	156
H. 2 2	50,435	16,921	67,356
	117	44	161

平成22年度の取り組み実績として、バイオディーゼル燃料（BDF）の導入や低公害車の導入増加をしましたが、目標は達成出来ませんでした。

未達成の主な原因は、震災対応による燃料使用量の増加によるものと思われま。平成23年度においても震災対応での使用量増加が予想されるため、目標値については検討して行きたいと思ひます。

3) 廃棄物排出量 **目標達成** 【単位：kg】

年度	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	合計
H. 21		5,826.8	5,673.8	3,809.7	15,310.3
H. 22	(4,066.4)	4,151.5	3,739.7	3,239.1	11,130.3
差引		△1,675.3	△1,934.1	△570.6	△4,180.0

※平成21年度7月から排出量の把握を行ったため、平成22年度との比較は7月から3月までの値とする。

紙ごみの分別とリサイクルを徹底することにより、可燃ごみの大幅な減少ができ、目標を達成することが出来ました。

4) 用紙類（紙）使用量 **目標未達成** 【単位：枚】

区分	A3	A4	B4	B5	合計
H. 21	81,500	2,128,500	10,500	17,000	2,237,500
H. 22	73,000	2,287,500	6,500	21,000	2,388,000
差引	△8,500	159,000	△4,000	4,000	150,500

平成22年度は選挙及び震災の対応において、やむを得ず多くのコピー用紙を購入したことによる増加となりました。翌年度においても選挙が予定され、また、震災対応での用紙類使用量が増えると想定されるため、目標値については検討していきたいと思えます。

4. 環境への取組状況と評価

(1) 市の事務事業における環境に対する取り組み方針と取り組み項目

本宮市では、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」において、温室効果ガスの削減に向けた様々な取り組みを実践しています。以下は、全ての職員が日常的に配慮すべき基本的な取り組み項目としています。

■一般事務における取り組み項目

具体的取組項目		
1. エネルギー 使用量の削減	(1) 照明の使用	①始業前や昼休み及び残業時間等の不用な照明を消します。 ②各職場の最終退庁者は、消灯を確認します。 ③利用場所の明るさに応じ、蛍光灯の本数を間引きします。 ④使用していない会議室、湯沸し室、トイレ等は消灯します。 ⑤晴天時など、窓際の照度が十分得られる場合は窓際の照明を消します。
	(2) 電気機器等の使用	①昼休みや外出時等は、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切ります。 ②使用していないテレビやビデオ等は、主電源を切ります。 ③各職場の最終退庁者は、OA機器等の電源が切っていることを確認します。
	(3) 冷暖房・空調機器の管理	①事務室内の温度や冷暖房時間は、施設の機能や使用実態等に応じ、適正化を図ります。(夏は28℃、冬は20℃を適正温度とします。) ②カーテンやブラインド等を適切に使用し、冷暖房負荷の軽減を図ります。 ③冷房時の軽装、暖房時の重ね着等、服装の工夫により室内の適正温度を維持します。
	(4) エレベーターの使用	①出来るだけエレベーターは使用せず、階段を利用します。
	(5) 給湯器等の使用、運転管理	①給湯器等は、温度を適正にするなど適切な運転を行います。 ②退庁時や使用していない時間帯は、給湯器等の種火は消します。
	(6) 業務の効率化、働時間の	①事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図るとともに、定時退庁の進を図ります。

2. 資源の有効利用	(1) 水の有効利用	<p>① しゃもじやうがい等 洗面や快適な生活に必要な水は使いながら、日常的な 水を徹底します。</p> <p>②トイレ使用時の 必要最小限の水の使用を 心がけます。</p>
	(2) 用紙類の使用量の削減	<p>①会議等で使用する資料の 紙質の軽量化や、作成部数の適正化に努めます。</p> <p>②庁内 A 4 や電 子メールを活用し、 紙レス化を図ります。</p> <p>③ 印刷、コピーの両面 利用を徹底します。</p> <p>④文書及び資料の共有化を図ります。</p> <p>⑤各種 印刷物は、作成部数を見直し必要最低限とします。</p> <p>共有 利用は、所属間の連 帯利用として 活用を図ります。</p>
	(3) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	<p>①職員一人 ひとりが、ごみの発生 抑制と分別リサイクルに取り組みます。</p> <p>②物品等は、計画的に購入し、適正な在 庫管理を行います。</p> <p>③備品等の 共有 利用に努め、使用期間の長期化を図ります。</p> <p>④事務用品、機器等を購入する場合は、その必要 量を考慮し適切な量を購入します。</p>
	(4) リーン購入の推進	<p>①調達総量を出来るだけ 抑制し、物品等の合理的な使用に努めます。</p> <p>②環境に配慮した物品調達（ リーン購入）を推進します。</p> <p>③使わ ない品の購入を、極 限 まで減らします。</p>
3. 公用車の適正利用	(1) 公用車利用の合理化、行量の抑制	<p>①公用車の 運行ルート of 合理化、運行状況の把握、 燃費 削減等公用車の効率的な利用を 推進します。</p> <p>②自転車の利用を図ります。</p>
	(2) クリーンエネルギー自動車の導入	<p>①公用車に ハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車を導入します。</p>
	(3) エコドライブの徹底	<p>① 停車時のアイドリング ストップ を徹底します。</p> <p>②経 路 計画に努め、 急発進、 急加 速、空 転 等 をしないよう徹底します。</p> <p>③タイ ン 空気 検を定期的に行います。</p> <p>④不用な荷物は、積まないようにします。</p>

■公共事業における取り組み項目

取組項目	
1. 環境負荷低減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①環境にやさしい工事資 材を積極的に利用する。 ②環境負荷低減 の 設備 を使用する。 ③自然環境と調 和した施設の整備を図る。
2. 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①施設を 建設する際は、自然光を活用できるような設計を行う。 ②低消費電 力、センサー の照明機器の導入に努める。 ③ 電力 を利用した機器の導入を検討する。 ④ 上やベランダ等の緑化を推進する。 ⑤ イター等を更新する際は、省エネルギー を導入する。 <p style="margin-left: 2em;">効率的な作業方法を検討し、工事に ついてはエネルギー消費を最低限に 抑える。</p>
3. 新エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽 光などのクリーンエネルギーの 導入を 優先的に検討する。
4. 耐久性を向上した構造物への転換推進	<ul style="list-style-type: none"> ①長 寿命化コンクリート・ 塗装を 採用する。
5. 資源の有効利活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 生資 材の利用を積極的に行う。
6. 水の有効利用 推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 水の有効利用を、検討する。 ② 水こま、自動水 栓等の 水機器の導入を図る。

(2) 取り組みチェックと評価

各課等の環境推進員が作成した「環境への取組 項目リスト」に基づき、平成 22年4月から平成23年3月までの取り組み状況の確認と評価を行いました。

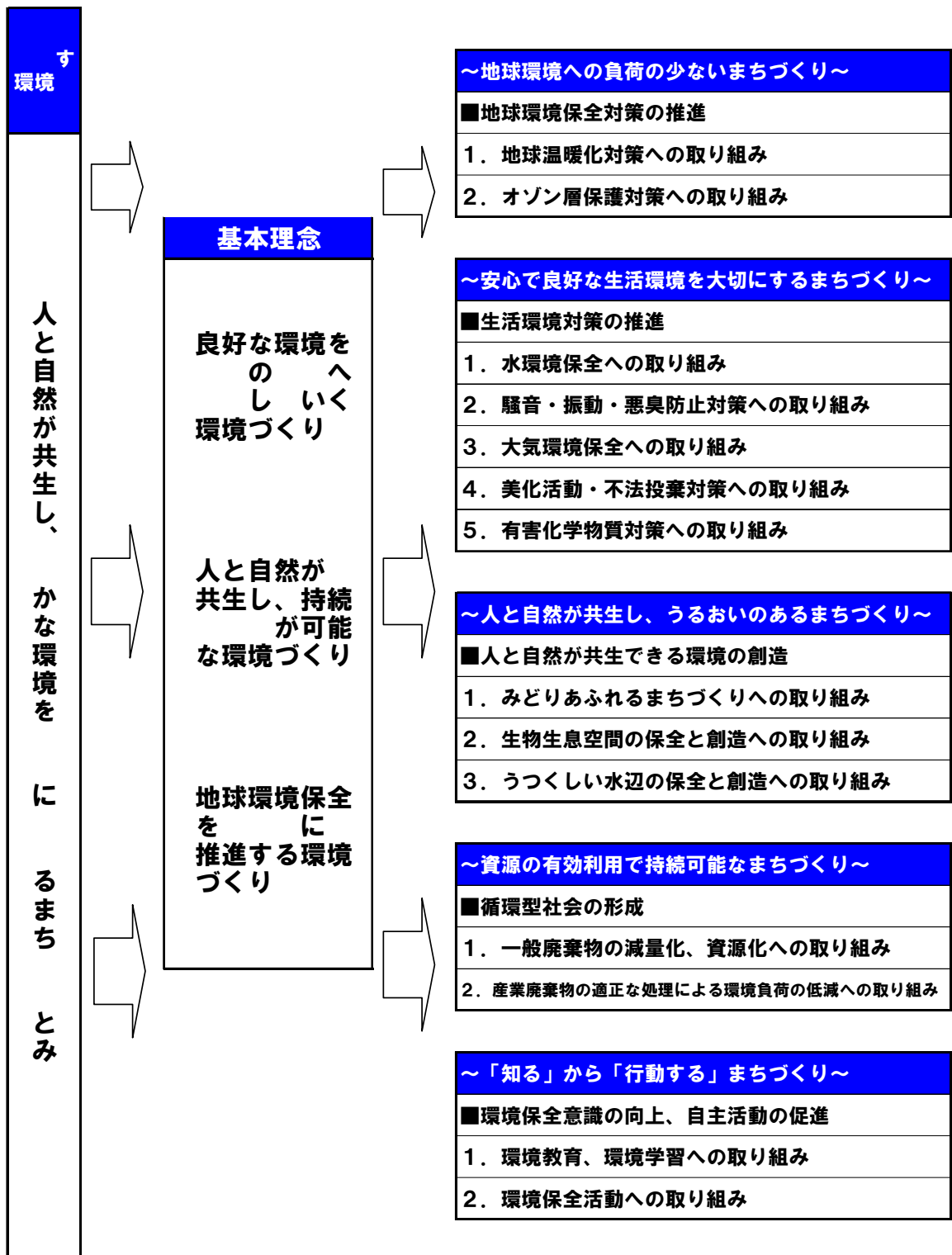
省エネルギー、省資源（用紙類の使用量削減）、 節水、水の効率的利用、廃棄物の排出 削減、リサイクル、適正処理等については、良好な取り組みが 行われました。

(3) 地域環境への取り組み状況（環境基本計画による取り組み）

本宮市では、行政活動に いう環境負荷の低減のみならず、市全体の環境の保全及び創造に向けた取り組みを「本宮市環境基本計画」に基づき、推進しています。

環境基本計画では、「人と自然が共生し、豊かな環境を未来に えるまち もとみや」を環境像（将来像）に、市民、事業者、行政の各主体が、連 、協働しながら良好な環境を将来の世代へ継承していくこととしています。

◆環境基本計画の体系◆



◆環境基本計画に基づく取組状況◆

- 地球温暖化対策への取り組み
エネルギーの合理的、効率的利用が図られ省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
地球温暖化防止についての普及啓発活動を実施します	「緑のカーテン」を作るためにアサガオの苗 50 本を植栽した。	保健課
	七夕ライトダウンの協力について、広報もとみや 7 月号に掲載した。また、地球温暖化関連情報を HP に掲載した。	秘書広報課
新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの普及促進を図ります	太陽光発電設置費についての補助を行った。(交付件数:78 件)	生活安全課
	使用済食用油の回収を行い、公用車に環境にやさしいバイオディーゼル燃料 (BDF) を利用する取り組みを行った。(1,233ℓ回収、1,251ℓ使用)	
アイドリングストップを実施します	公用車に「アイドリングストップ」ステッカーを貼った。	施設管理課
自動車を購入する場合は、低公害車の購入を検討します	ハイブリッド車を導入した。(2台)	

- オン保対策への取り組み
フロン類の適正回収、処理が実践されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
関係法令に基づき、フロンの適正な回収処理を行います	不法投棄物等の適正処理をした。	生活安全課

- 水環境保全への取り組み
各河川の水質が環境基準以内に保たれている。

取組項目	取組実施状況	担当課
公共下水道の整備、水洗化率の向上を図ります	合併処理浄化槽の設置推進により、生活排水が適正に処理され、水質保全、生活環境の改善が図られた。 未接続世帯等への水洗化の啓蒙活動を行った。(水洗化件数:4,198 件 水洗化率:87.5%)	上下水道課
定期的に市内河川の水質調査を行います	市内7河川 14 箇所の水質調査を行い、各河川において良好な環境を保持していた。	生活安全課

- ・ 騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み

環境基準が保たれ、騒音、振動、悪臭による不快感がなく快適に過ごしている。

取組項目	取組実施状況	担当課
公害の発生に備え、関係機関などとの連絡協力体制の充実を図ります	工場または事業場における事業活動並びに建設工事の作業場等から発生する騒音・振動・悪臭防止に関する取り組みを行った。	生活安全課

- ・ 大気環境保全への取り組み

環境基準が保たれ、清浄な大気の中で、健康、快適に暮らしている。

取組項目	取組実施状況	担当課
大気汚染防止にかかる普及啓発活動を実施します	野焼き防止の啓発を行った。	生活安全課
大気汚染に関わる排出物を出す事業者等への指導を強化します	市営バス及び広域バスの運行事業者にアイドリングストップの徹底を図った。	商工労政課

- ・ 美化活動・不法投棄対策への取り組み

美化意識が高まり、ポイ捨て、不法投棄等がない快適な空間が確保されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
美化活動を継続し、ポイ捨てをしない環境を作ります	市内一斉美化活動を行った。(7月: 6,513人、9月:6,228名参加)	生活安全課
環境委員会や美化推進員を通じて環境意識の啓発を行います	不法投棄防止の看板を設置した。また、定期的に監視パトロールを行った。	
監視、指導体制を強化します	不法投棄監視カメラを設置した。(1台)	
環境美化に関するボランティア団体などを支援します	県管理河川の草刈作業を行った。(86,780 m ²) また、河川・道路美化作業を行った。(12,074名参加) 道路ふれあい月間として8月に道路の清掃活動を行った。(1,769名参加) 県道に花の苗を植栽した。(8,500本)	建設課
ポイ捨て、不法投棄防止に関する啓発を実施します	不法投棄等についてHPに掲載した。また、美化運動実施のお知らせを広報もともみやに掲載し、防災無線で放送した。	秘書広報課

- ・ 有害化学物 対策への取り組み

有害化学物質による環境汚染が、未然に防止されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
ダイオキシン類の発生抑制のため、野焼きの防止に努めます。	野焼き防止の防災無線を放送した。	秘書広報課
	野焼きを発見した際に注意を行った。	生活安全課

- ・ みどりあ れるまちづくりへの取り組み

森林や都市部での緑地等が、適正に管理されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
体験学習機会を企画します	フォレストパークあだたらにおいて森林ハイクなどを行い、森の木々や溪流に触れたり、木の枝などを使用したクラフト作成を体験した。また、ムシテックワールドにおいて昆虫の観察を行い、森林の持つ様々な役割や林業について学習した。(小学校5校:377人)	農政課
緑化運動を推進します	花の苗を購入し、各町内会及び公共施設に春と秋に配布し、環境整備と美化活動を行った。(14,800本)	
生垣への助成を実施します	緑豊かな活力ある調和の取れた市街地を形成するため、生垣設置者に補助金を交付した。(10件)	建設課
公園等の適正な維持管理に努めます	運動公園をはじめ市内の都市公園の施設や緑地の管理委託及び清掃等を実施しながら施設等の維持管理業務を行った。	

- ・ 生物生 空間の保全と創造への取り組み

緑地や水辺の確保など身近な動植物等とふれあえる環境が、確保されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
生態系を壊す外来動物駆除や啓発活動を実施します	病害虫(アメリカシロヒトリ)防除機を各町内会に貸出した。	生活安全課

- ・ うつくしい水辺の保全と創造への取り組み

魚や様々な生き物が住める河川等の水辺で、散策等が楽しめる。

取組項目	取組実施状況	担当課
各主体と連携し水辺の清掃活動等を推進します	県管理河川(安達太良川・百日川・白岩川・仲川)について、除草作業等を実施し、美しい水辺空間を確保する。(作業団体:20団体)	建設課
多様な自然のある生物生息空間を保全、創造します	農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る共同活動において河川等の草刈りや水生生物の調査を行った。(22地区)	農政課
排水の適正処理に努めます	合併処理浄化槽の設置推進により、生活排水が適正に処理され、水質保全、生活環境の改善が図られた。	上下水道課

用水路等の適正管理に努めます	水路のパトロール点検により危険箇所等を早期に発見し、水路の改良整備を行った。	建設課
----------------	--	-----

- ・ 一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み

日常生活の中で、ごみの減量化、資源化が実践されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
再生資源の回収を推進します	資源物回収を行う市内団体へ、回収量に応じ助成金を交付した。(61 団体：446,202 kg回収) 生ごみ処理機購入者へ購入費の一部を助成した。(助成件数:9 件)	生活安全課
効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、環境に与える負荷の低減を図ります	資源の再利用に対する意識の高揚と分別徹底の周知等を行ったが、震災の影響により不燃ごみの回収量が大幅に増加した。	生活安全課
減量化、資源化、分別方法等に対する情報提供や啓発活動を実施します	ごみの分別方法や資源回収団体助成等について HP へ掲載した。	秘書広報課

- ・ 業廃棄物の適正な処理による環境負荷低減への取り組み

適正処理が確保され、減量化、資源化の進展により処分量が極力抑制されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
資材は再資源化されたものを積極的に使用します 建設残土は、設計や工事手法などの工夫により発生量を抑制するとともに、市内での有効利用に努めます	再生材料の利用促進を行った。(残土：15,113 m ³ 、砕石:10,518 m ³ 、As 合材：3,540.4t)	建設課
産業廃棄物処理業者に対して、適切な収集、運搬、処分を行うよう啓発活動を行います	調 の取れた均 ある地 開発と良好な生活環境、自然環境の保全及び災害の防止を図るため、開発事業者に対し均 ある地 開発のための指導を行い、協 を めている。	政策推進課

- ・ 環境教育、環境学 への取り組み

環境教育の充実が図られるとともに、環境学習が全市的規模で展開されている。

取組項目	取組実施状況	担当課
環境に関する情報の提供や、環境教育や学習の場の機会を創出します	環境に関するまちづくり出前講座を行った。	秘書広報課
環境教育、学習の場の充実を図ります	白岩小学校緑の少年団(6 年生)が緑とのふれあいによる活動を通じ環境意識を育んだ。(4 月～2 月)	農政課

	市民の憩いの場、都市住民との交流のため岳山実習館等の施設の適切な維持管理を行う。(利用状況:述べ3,295人)	産業建設課
--	---	-------

- ・ 環境保全活動への取り組み
より多くの市民、事業者が、環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。

取組項目	取組実施状況	担当課
環境保全活動に関する普及啓発活動を実施します	環境に関する情報を広報もとみや及び防災無線で放送した。	秘書広報課
	安達太良川及び市内小中学校・高校のプールへEM活性液を放流しているもとみや四季祭委員会へ報償を交付した。	生活安全課

5. 教育・訓練の実施

エコアクション21の中間審 にあたり、課長会議・庁議を通じて全職員の正しい理 と協 が不可 なことを 確認しました。また、認証取得について市民の理 をめるため、広報へ しました。

開 日	名	対 象
平成23年2月10日	課長会議	各課長等
平成23年2月15日	庁議	3役、各部長等

6. 環境に関する苦情の受付状況

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	計
H. 22	1	3	0	1	0	0	0	0	5
H. 21	0	3	0	0	0	0	0	0	3
H. 20	0	0	0	1	0	0	0	0	1
H. 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H. 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4年間、市の事務事業に関する苦情の受 けはありませんでした。市内における公害等の苦情に関しては、上 のとおりとなっています。年は、軽 な苦情は ありますが、大きく 在化したものはありません。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

本宮市の事業活動において、法令 や事 、 常事態の発生は報 されていま
せん。また、環境関連法規等の 及び もありませんでした。

■環境関連法規等の遵守状況

種別	関係法規等名	関係分野	関係課	遵守 状況
循環関係	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量に関する施策 ・一般廃棄物処理計画の策定 ・事業活動に伴う一般廃棄物の適正処理 	全庁 生活安全課	○
	浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽によるし尿処理 ・保守点検 ・定期点検 	上下水道課	○
	国等による環境物品等の 調達に関する法律(グリーン購入法)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等の選択 ・環境物品等の調達の推進 ・環境物品等の調達の推進に当たっての配慮 	全庁 財政課	○
	特定家庭用機器再商品 化法(家電リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器の長期間使用及び特定家庭用 機器廃棄物の排出抑制 ・特定家庭用機器廃棄物の適正処理 ・特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに 再商品化等の促進 	全庁	○
	使用済自動車の再資源 化等に関する法律(自動 車リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長期間使用及び使用済自動車の抑制 ・再資源化等に配慮した自動車の選択 ・使用済自動車の再資源化等の促進 ・使用済自動車の引渡義務 	施設管理課	○
公害対策関係	大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中へ の排出又は飛散の状況の把握及び排出又は飛 散抑制 ・大気汚染の調査 ・市民への情報提供等 	全庁 生活安全課	○
	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務 	建設課	○
	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務 	建設課	○
	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の事故の措置 ・貯油施設等の事故の措置 ・生活排水処理施設の整備 	施設管理課	○
	悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭が生ずる物の焼却の禁止 ・地域における悪臭の防止 	生活安全課	○

化学物質・ 危険物関係	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定化学物質等の自主的な管理の改善促進 ・指定化学物質等に関する国民の理解及び人材の育成 	生活安全課	○
	ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン対策法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による環境の汚染の防止 	生活安全課	○
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理 	施設管理課	○
温暖化防止・ 省エネルギー	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進及び市民への働きかけ ・市役所における地球温暖化対策実行計画の策定 	生活安全課	○
	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化 	全庁	○
その他	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・人的及び技術的援助についての配慮 ・火災の通報及び協力 ・消防隊の配置 ・製造所、貯蔵所又は取扱所についての定期点検 	全庁 施設管理課	○
	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の管理 ・流域下水道の管理 ・都市下水路の管理 	上下水道課	○
公共事業関連	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・地域における分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置及び当該施設の整備の促進 	建設課	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う産業廃棄物の適正処理 	建設課	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等の選択 ・環境物品等の調達の推進 ・環境物品等の調達の推進に当たっての配慮 	全庁 財政課	○
環境保全・ 創造関連	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制等指針の公表 	生活安全課	○

	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等への予算及び方針作成 ・環境物品等の調達の目標設定 ・環境物品等の調達 	財政課	○
	環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動の推進 ・所掌事務に係る環境配慮等の公表 	生活安全課	○
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進 	財政課	○
	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境活動・環境教育推進法)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等の作成及び公表 ・学校教育及び社会教育における環境教育の推進 	幼保学校課	○
福島県条例	福島県循環型社会形成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に当たっての環境への配慮、廃棄物等の抑制及び適正処理並びに循環的利用 ・循環型社会の形成 	全庁	○
	福島県生活環境の保全等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等騒音規制基準の遵守義務 ・低公害車の使用 ・屋外燃焼行為の禁止 ・合併処理浄化槽の設置 ・近隣の静穏保持 	全庁 建設課 生活安全課 上下水道課	○
本宮市条例	本宮市公害対策条例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生ずる、ばい煙、汚水、廃棄物等の処理等、公害の防止。 ・良好な生活環境の保全 	生活安全課	○
	本宮市美しいまちづくり推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの散乱防止 ・環境整備に必要な措置 ・草花、樹木等の植栽 ・公共の場所等のごみ捨て禁止 	生活安全課	○
	本宮市緑化推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に当たっての環境の緑化 ・本宮市緑化計画の策定 ・公共施設の緑化 	建設課	○
	本宮市下水道条例	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の設置 	上下水道課	○

8. 代表者による全体の評価

本宮市では、「本宮市環境基本条例」、「本宮市環境基本計画」、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」及び「本宮市地 新エネルギービ ョン」に基づき、地 における環境施策と市で実施する事務事業における環境への配慮に取り組んで参りました。

平成21年度は、エコアクション21の認証登録に向けた取り組みを全職員で実践し、平成22年3月に市役所本庁舎において認証・登録を行うことが出来ました。

平成21年度と比べ本庁舎を含めた二酸化炭素排出量は、 増加していますが、猛暑や厳寒の影響による空調設備の稼働増加や平成23年3月11に発生した東日本大震災における対応などが要因と考えております。

本市では、従来から省エネ、省資源に取り組んでおりますが、今 の公共施設の改 時や市の事務事業において、一 の環境負荷の低減に向けた取り組みを実践して参りたいと考えております。

平成23年5月30日

本宮市長 高松 義行